

# 平成24年分所得税確定申告・平成25年度市県民税申告について

平成24年分所得税・平成25年度市県民税の申告受付期間は、2月18日（月）から3月15日（金）までです。期間内に申告を済ませてください。

## 申告が必要な方

### ①所得税申告

- ◆農業所得、事業（営業）所得又は不動産所得などがあり、各種所得額の合計が配偶者控除、扶養控除、基礎控除などの所得控除の合計額を超える方
  - ◆給与所得者で、次に該当する方
    - ・給与の収入が2,000万円を超える方
    - ・給与以外の所得が20万円を超える方
    - ・2ヵ所以上から給与などの支払いを受けている方
  - ◆土地や建物、ゴルフ会員権などの資産を売却した方
- ※青色申告の方、分離課税所得（土地建物等の譲渡所得、株式等に係る譲渡所得及び先物取引に係る雑所得など）のある方は鳥栖税務署をご利用ください。
- ※平成24年中に株式を売却し、損失が出た場合、翌年以降に繰り越すことができますが、確定申告をすることが要件となりますので、ご注意ください。

### ②市県民税申告

- ◆平成25年1月1日現在、神埼市内に住所がある方
- ◆平成24年中は市外に住所のある家族に扶養されていて、その家族の確定申告、年末調整で所得税の配偶者控除、扶養控除の対象となっている方

※収入がない方、遺族年金・障害年金等の非課税所得のみの方でも市県民税申告は必要です。収入がなく、扶養親族になっている方でも、市内に住所がある方の扶養親族になっていない場合は申告が必要です。申告されないと公営住宅の入居資格、児童扶養手当、健康保険組合、金融機関などへの各種届出・申請に添付する所得証明の交付ができません。

市県民税の申告は、国民健康保険税申告も兼ねていますので、国民健康保険に加入している方は、申告をしないと税の軽減措置が受けられない場合があります。

## 申告の必要がない方

### ①所得税申告

- ◆給与所得（年末調整が済んでいる場合）のみの方
  - ◆公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方
- ※所得税申告がなくても、医療費・生命保険料・寡婦（夫）など、『公的年金等の源泉徴収票』に記載されていない控除を受ける場合には、市県民税申告をする必要があります。
- ※所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。

### ②市県民税申告

- ◆平成24年分の所得税の確定申告書を提出する方
  - ◆平成24年中は神埼市内に住所がある家族に扶養されていて、その家族の確定申告、年末調整で所得税の配偶者控除、扶養控除の対象となっている方
  - ◆給与（年末調整済）を1ヵ所だけから受けていて、他に収入がなく、給与の支払先から市役所（税務課）へ支払い報告がされている方
  - ◆公的年金等（遺族年金、障害年金などの非課税年金を除く）の収入のみで、他に収入がない方
- ※医療費・生命保険料・寡婦（夫）など、『公的年金等の源泉徴収票』に記載されていない控除を受ける場合には申告が必要です。

## その他

国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）の「確定申告書等作成コーナー」で、所得税の確定申告書、青色申告決算書、収支内訳書などが簡単に作成できます。作成した申告書などは、プリンターで印刷すれば窓口や郵送でそのまま提出できます。また、国税庁ホームページで申告に関する各種様式のダウンロードもできます。



## 《電子申告（e-Tax）利用による無料申告相談会のご案内》【相談期間：2月18日～2月28日】

国税電子申告システム（e-Tax）を利用した平成24年分所得税・消費税確定申告の無料相談会を「神埼町申告会場」で実施します。当日、電子証明書（住民基本台帳カード）を持参し、電子申告をされた方は、所得税額から最高3,000円の「電子証明書等特別控除」の適用を受けることができます。（この税額控除の適用は、平成19年分から平成24年分の間で、1回限りとなります。）

※神埼市役所では、住民基本台帳カード発行に1～2日かかります。（手数料1,000円）

住民基本台帳カード発行については、市民課（☎ 37-0116）までお問い合わせください。

▼平成24年分所得税確定申告・平成25年度市県民税申告 相談日程表

神 埼 町

相談会場：神埼市中央公民館 第1研修室

月	日	曜日	地区別日割	
			8:30～12:00	13:00～17:00
2	18	月	駅通り	平ヶ里
	19	火	姉川東分・姉川西分	尾崎西分・伏部
	20	水	横武・上六丁・戸井土	下六丁・池辺田・莞牟田
	21	木	本告牟田・山田・鶴田	姉川上分・姉川下分
	22	金	協和町・西小津ヶ里	小津ヶ里
	25	月	野目ヶ里・荒堅目・蔵戸	神納・大依
	26	火	犬の目	石井ヶ里
	27	水	三谷・竹原	東山・志波屋
	28	木	尾崎東分・猪面	岩田・唐香原
3	1	金	利田・野寄・野田	平山・川寄・柏原
	4	月	出来町・大門	永歌
	5	火	駅ヶ里	田道
	6	水	一丁目・二丁目	三丁目・四丁目
	7	木	朝日・八子	城原・二子
	8	金	仁比山・小淵	的
	11	月	右原・馬郡	鶴西・鶴東
	12	火	本堀	本堀・曾根ヶ里
	13	水	予備	予備
	14	木	予備	予備
	15	金	予備	予備

2月18日から2月28日まで、神埼町相談会場で、税理士による電子申告を利用した無料相談会を実施します。  
電子申告をされる方は、公的個人認証登録の住民基本台帳カード（住基カード）をご持参ください。  
【無料相談受付時間 9時30分～12時、13時～16時】

※神埼町会場（神埼市中央公民館）では、期間中の毎週火曜日は、午後7時まで相談受付時間を延長します。

千 代 田 町

相談会場：千代田支所 1-1会議室

月	日	曜日	地区別日割	
			8:30～12:00	13:00～17:00
2	18	月	十条・林慶・東野ヶ里	
	19	火	大石・丁太田・柴尾	
	20	水	高志・原の町・出来島	
	21	木	詫西・上西・中津	
	22	金	上黒井・川崎・龍尾	
	25	月	崎村・藤東・餘江	
	26	火	柳島・下西・上神代	
	27	水	新宿・仁戸田・迎島	
	28	木	乙南里・小森田・境原	
3	1	金	姉・下黒井・小鹿	
	4	月	丙太田・上犬童	
	5	火	嘉納・下犬童	
	6	水	上直鳥・用作	
	7	木	詫東・上地・下神代	
	8	金	下直鳥・快樂	
	11	月	下板・大島・大野	
	12	火	又南里・渡瀬・仲田町団地	
	13	水	黒津・藤西	
	14	木	こすもす苑・ゆとり	
	15	金	予備	

脊 振 町

相談会場：脊振支所 1号会議室

月	日	曜日	地区別日割	
			8:30～12:00	13:00～17:00
2	18	月	鳥羽院	鳥羽院
	19	火	鳥羽院	一番ヶ瀬
	20	水	一番ヶ瀬	一番ヶ瀬
	21	木	岩政倉今	岩政倉今
	22	金	広滝西・広滝東・ 広滝下	広滝西・広滝東・ 広滝下
	25	月	広滝西・広滝東・ 広滝下	久保山
	26	火	久保山	久保山
	27	水	鹿路	鹿路
	28	木	鹿路	頭服
3	1	金	頭服	頭服
	4	月	予備	予備
	5	火	予備	予備
	6	水	予備	予備

※地区別の相談日で都合がつかない方は、地区の日程以外でも結構です。

◎問い合わせ先 神埼市役所 税務課 ☎37-0114